

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

評価実施機関名

座間市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)並びに生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)及び座間市生活に困窮する外国人に対する生活保護取扱要綱(平成27年座間市告示第143号。以下「要綱」という。)に基づき、保護の実施に関する事務、保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、職権による保護の開始又は変更に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、保護に要する費用の返還に関する事務及び徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>生活保護法、局長通知、要綱及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 ② 要保護者及び被保護者であった者の資産、収入に関する調査 ③ 要保護者及び被保護者であった者の公費負担医療、社会福祉関係、社会保険、労働保険等の資格、給付等の確認 ④ 就労自立給付金及び進学準備給付金の申請の受理及びその申請に対する応答</p>
③システムの名称	生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【生活保護法に基づく事務】 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 第15項</p> <p>【局長通知及び要綱に基づく事務】 ・番号法第9条第2項 ・座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年座間市条例第35号。以下「個人番号利用条例」という。)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【生活保護法に基づく事務】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p><別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、113、120の項</p> <p><別表第2における情報照会の根拠> 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」とある項 第26の項</p> <p>※別表第2の項番30、90については個人番号を当面利用しない。</p> <p>【局長通知及び要綱に基づく事務】 ・番号法第9条第2項及び第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) ・個人番号利用条例</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活援護課
②所属長の役職名	生活援護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	座間市福祉部生活援護課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-7125(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	様式変更に伴う再評価			事前	
令和1年10月1日	1②事務の概要	就労自立給付金の支給の申請の受理	就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理	事後	
令和1年10月1日	1②事務の概要	④ 就労自立給付金の申請の受理及びその申請に対する応答	④ 就労自立給付金及び進学準備給付金の申請の受理及びその申請に対する応答	事後	
令和1年10月1日	4②法令上の根拠	第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119、120の項	第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	事後	
令和1年10月1日	4②法令上の根拠	第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項	第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」とある項	事後	
令和1年10月1日	4②法令上の根拠	※別表第2の項番30、50、90、116、120については個人番号を当面利用しない。	※別表第2の項番21、30、90については個人番号を当面利用しない。	事後	
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠1	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠2	<p><別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項</p>	<p><別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項</p>	事後	
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠2	※別表第2の項番21、30、90については個人番号を当面利用しない。	※別表第2の項番30、90については個人番号を当面利用しない。	事後	
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠2	<p>【局長通知及び要綱に基づく事務】 ・番号法第9条第2項及び第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく 特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) ・個人番号利用条例</p>	<p>【局長通知及び要綱に基づく事務】 ・番号法第9条第2項及び第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく 特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) ・個人番号利用条例</p>	事後	

